

平成28年松茂町議会第2回定例会会議録

第1日目（6月6日）

○出席議員

- 1 番 鎌 田 寛 司
- 2 番 川 田 修
- 3 番 板 東 絹 代
- 4 番 立 井 武 雄
- 5 番 佐 藤 道 昭
- 6 番 佐 藤 禎 宏
- 7 番 森 谷 靖
- 8 番 一 森 敬 司
- 9 番 藤 枝 善 則
- 10 番 春 藤 康 雄
- 11 番 原 田 幹 夫
- 12 番 佐 藤 富 男

○欠席議員

な し

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名

町長	広瀬憲発
副町長	吉田直人
教育長	庄野宏文
民生参事	米田利彦
総務参事	大迫浩昭
産業建設参事	井上雅史
教育次長	吉田英雄
税務課長	南東稔
危機管理室長	吉崎英雄
総務課長	松下師一
建設課長	小坂宜弘
産業環境課長	原田賢
下水道課長	石森典彦
水道課長	富士雅章
町民福祉課長	鈴谷一彦
健康保険課長	谷本富美代
社会教育課長	尾野浩士
学校教育課長	山下真穂

○職務のため議場に出席した職員の職・氏名

議会事務局長	古川和之
議会事務局局長補佐	松下理恵

平成28年松茂町議会第2回定例会会議録

平成28年6月6日（第1日目）

○議事日程（第1号）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第4 報告第 1号 松茂町土地開発公社平成28年度事業計画及び予算並びに平成27年度決算に関する書類の提出について
- 日程第5 報告第 2号 平成27年度松茂町一般会計繰越明許費繰越計算について
- 日程第6 報告第 3号 平成27年度松茂町水道特別会計継続費繰越計算について
- 日程第7 報告第 4号 専決処分の報告について
- 専決第 1号 中喜来排水機場ポンプ整備工事変更請負契約締結について
- 専決第 2号 伊沢裏地区排水ポンプ工事変更請負契約締結について
- 専決第 3号 松茂町総合体育館耐震改修工事変更請負契約締結について
- 専決第 4号 津波防災センター・中央庁舎建築工事変更請負契約締結について
- 専決第 5号 工業団地下水道工事その3変更請負契約締結について
- 専決第 6号 工業団地下水道工事その4変更請負契約締結について
- 日程第8 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて
- 専決第 7号 松茂町税条例等の一部を改正する条例
- 専決第 8号 松茂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 専決第 9号 松茂町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
- 専決第10号 平成27年度松茂町一般会計補正予算（第6号）
- 専決第11号 平成27年度松茂町農業集落排水特別会計補正予算

(第3号)

専決第12号 平成27年度松茂町公共下水道特別会計補正予算(第5号)

専決第13号 平成27年度松茂町水道特別会計補正予算(第4号)

日程第9 議案第40号 松茂町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

日程第10 議案第41号 平成28年度松茂町一般会計補正予算(第1号)

日程第11 発議第2号 議員派遣の件

平成28年松茂町議会第2回定例会会議録

第1日目（6月6日）

午前10時00分開会

○議会事務局長【古川和之君】　ただいまから平成28年松茂町議会第2回定例会の開会をお願いいたします。

まず初めに、佐藤富男議長からご挨拶がございます。

○議長【佐藤富男君】　皆さんおはようございます。平成28年松茂町議会第2回定例会の開催に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

6月4日に西日本が梅雨入りした模様で、これから本格的な向暑の候、議員各位には、公私まことにご多忙のところ、ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本定例会に提出される諸議案につきましては、広瀬町長から説明がありますが、議員各位におかれましては、円滑に議事を進められ、適正、妥当な議決に達せられますよう切望してやまない次第であります。議員各位には十分ご自愛のうえ、諸般の議事運営にご協力賜りますようお願い申し上げます、開会の挨拶といたします。

○議長【佐藤富男君】　ただいまの出席議員は12名で、地方自治法第113条による定足数に達しております。よって、平成28年松茂町議会第2回定例会は成立いたしました。

ただいまから平成28年松茂町議会第2回定例会を開会いたします。

○議長【佐藤富男君】　広瀬町長から招集の挨拶があります。

広瀬町長。

○町長【広瀬憲発君】　皆さん、おはようございます。先ほど、議長さんの方から梅雨入りがあったと言いますが、県内も4日に梅雨入りになりまして、じめじめと嫌な日がしばらく続くと思いますが、議員の皆さんには体調管理など十分に気をつけて快適に過ごしていただきたいと思います。

本日、平成28年松茂町議会第2回定例会の招集をお願いいたしましたところ、議員各位には、大変お忙しいところ、全議員のご出席をいただきましてありがとうございます。

本定例会に上程いたします案件は、諮問1件、報告4件、承認1件、議案2件の合計8件となっております。慎重にご審議をいただきまして、全議案が可決決定をいただきますようよろしくお願いをいたしまして、招集の挨拶とさせていただきます。

○議長【佐藤富男君】　これから、本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ちまして、諸般の報告を行います。監査委員から毎月実施した月例出納検査の結果、各会計とも収支適正であると認められますと議長宛て報告書が提出されておりますので、ご報告いたしておきます。

日程第1、「会議録署名議員の指名」についてを行います。

本会議の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、4番立井議員、及び5番佐藤道昭議員を指名いたします。

○議長【佐藤富男君】　日程第2、「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、6月6日から6月17日までの12日間にしたいと思います。これに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長【佐藤富男君】　異議なしと認めます。

よって、会期は6月6日から6月17日までの12日間に決定いたしました。

○議長【佐藤富男君】　日程第3、諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題といたします。

広瀬町長から発言を求められておりますので、これを許します。

広瀬町長。

○町長【広瀬憲発君】　それでは、平成28年第2回定例会に提案をいたしております議案の提案理由の説明を申し上げていきたいと思っております。

諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましては、現在、人権擁護委員として在任中の武内康文氏、清水由紀氏、近藤清子氏が平成28年9月30日をもって任期満了となります。

つきましては、武内康文氏を引き続き推薦し、清水由紀氏の後任としては森茂氏を、近

藤清子氏の後任としては橘宏氏を新たに人権擁護委員として推薦したいと考えておりますので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

なお、各氏の経歴につきましては、参考資料に添付をいたしておりますので、ご覧いただき、ご同意くださいますよう、よろしくお願いをいたします。

○議長【佐藤富男君】 町長の提案理由の説明は終わりました。

議事の都合により、小休いたします。

午前10時06分小休

午前10時07分再開

○議長【佐藤富男君】 小休前に引き続き、再開いたします。

これから、採決に入ります。

諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」は、お手元に配付いたしました意見のとおり答申することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【佐藤富男君】 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」は、お手元に配付いたしました意見のとおり答申することに決定いたしました。

○議長【佐藤富男君】 日程第4、報告第1号「松茂町土地開発公社平成28年度事業計画及び予算並びに平成27年度決算に関する書類の提出について」から、日程第7、報告第4号「専決処分の報告について」までの報告4件を一括して議題といたします。

広瀬町長から発言を求められていますので、これを許します。

広瀬町長。

○町長【広瀬憲発君】 それでは、続きまして、報告第1号、松茂町土地開発公社平成28年度事業計画及び予算並びに平成27年度決算に関する書類の提出につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により議会に報告するものでございます。

平成27年度の松茂町土地開発公社の事業決算でございますが、用地の取得、売却ともにございませんでした。土地の管理費のみの決算となっております。平成28年度の松茂町土地開発公社の予算といたしましては、用地の取得、売却ともに計画はありませんので、管理費のみを計上しております。これらの公社の予算及び決算につきましては、4月26

日開催の松茂町土地開発公社理事会においてご承認をいただいているところでございます。

次に、報告第2号、平成27年度松茂町一般会計繰越明許費繰越計算につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、議会に報告をするものでございます。

平成27年度事業のうち、事業の執行状況により、自治体システム強靱性向上対応事業において1,481万5千円、津波防災センター・中央庁舎建築事業において2億5千万円、個人番号カード交付事業において436万7千円、伊沢裏地区排水ポンプ整備事業において4,220万円を平成28年度に繰り越して事業を実施するものでございます。

次に、報告第3号、平成27年度松茂町水道特別会計継続費繰越計算につきましては、地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定により、議会に報告をするものであります。

上水道拡張第2期事業の継続費で、平成27年度から6万8千円を平成28年度へ繰り越して事業を実施するものであります。

続きまして、報告第4号、専決処分の報告につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

まず、専決第1号、中喜来排水機場ポンプ整備工事変更請負契約締結につきましては、平成26年12月3日の定例会において契約議決をいただき執行し、平成28年3月21日に竣工をいたしております。

今回の変更の主なものは、地下重油槽を設置する際に仮設矢板を施工したことに伴う契約金額の増額となっております。

次に、専決第2号、伊沢裏地区排水ポンプ工事変更請負契約締結につきましては、平成27年6月22日の定例会において契約議決をいただき執行し、本年7月29日に竣工予定であります。

今回の変更の主なものは、国土交通省との占用協議の結果、配管ルートが変更になったことに伴う契約金の減額となっております。

次に、専決第3号、松茂町総合体育館耐震改修工事変更請負契約締結につきましては、平成27年6月22日の定例会において契約議決をいただき執行し、平成28年3月22日に竣工をいたしております。

今回の変更の主なものは、外壁工事等において、工事箇所及び工事内容に変更が生じたことに伴う契約金の増額であります。

次に、専決第4号、津波防災センター・中央庁舎建築工事変更請負契約締結につきましては、平成27年6月22日の定例会において契約議決をいただき、現在、執行中であり
ます。

今回の変更の主なものは、総合会館北側に現在の仮設出入口を設置したことに伴う契約
金の増額であります。

次に、専決第5号、工業団地下水道工事その3変更請負契約締結につきましては、平
成27年6月22日の定例会において契約議決をいただき執行し、平成28年3月25日
に竣工をいたしております。

今回の変更の主なものといたしましては、マンホール位置を変更したことから、推進延
長が減少したことに伴う契約金の減額であります。

次に、専決第6号、工業団地下水道工事その4変更請負契約締結につきましては、平
成27年6月22日の定例会において契約議決をいただき執行し、平成28年3月25日
に竣工をしております。

今回の変更の主なものは、施工延長の変更や、企業からの汚水を取り込むための支管の
布設工事を追加したことに伴う契約金額の増額であります。

この後、担当から詳細説明をいたしますので、よろしく願いをいたします。

○議長【佐藤富男君】 町長の提案理由の説明は終わりました。

担当職員の詳細報告は、報告第1号、第2号、第3号、第4号の順番で求めます。

松下総務課長。

○総務課長【松下師一君】 失礼いたします。それでは、報告第1号及び報告第2号の
うち総務課所管分につきましてご説明申し上げます。議案書2ページをお開きください。

報告第1号、松茂町土地開発公社平成28年度事業計画及び予算並びに平成27年度決
算に関する書類の提出について。地方自治法第243条の3第2項の規定により、松茂町
土地開発公社平成28年度事業計画及び予算並びに平成27年度決算に関する書類を別紙
のとおり議会に提出するというものでございます。

議案書3ページをご覧ください。

まず、平成27年度収入支出決算資金運用書でございますが、上段の収入では、前年度
からの繰越金が決算額440万7,149円。事業収入及び借入金はございませんでした。
事業外収入では、利息収入が決算額1,023円で収入合計額は440万8,172円でご
ざいます。

次に、下段の支出でございますが、借入金償還金は、事業がないためございませんでした。事業費では、土地取得費及び土地造成費はございませんでした。一般管理費で7万8,640円の決算額でございますが、これは、土地開発公社が所有しております広島字北川向地区の土地を管理するために必要な除草剤の購入費8,640円と法人町県民税7万円を合わせた額でございます。事業外費用及び予備費の決算額はゼロで、翌年度繰越金が決算額432万9,532円となり、支出合計額は440万8,172円でございます。

次に、4ページ上段の貸借対照表でございますが、これは、平成28年3月31日現在の状況をあらわしたものでございます。資産の部では、流動資産といたしまして、現金及び預金が432万9,532円、公有用地が3,693万4,550円であり、資産合計は4,126万4,082円でございます。

次に、負債の部でございますが、松茂町土地取得特別会計からの長期借入金が1,200万円ございます。これは、北川向地区の土地を購入する際に借り入れたものでございます。

続いて、資本の部でございますが、基本財産が300万円で基本金合計は300万円でございます。準備金では、前期繰越準備金が2,634万1,699円、当期利益がマイナスの7万7,617円で準備金合計は2,626万4,082円でございます。従いまして、資本合計は2,926万4,082円、負債及び資本合計が4,126万4,082円でございます。

続きまして、このページ下段の損益計算書でございますが、これは、単年度の収支をあらわしております。平成27年度の事業収益、事業原価はゼロでございました。次に、販売費及び一般管理費でございますが、さきにご説明いたしました土地管理のための除草剤購入費と法人町県民税を合わせて7万8,640円でございます。次の事業外収益として受取利息が1,023円ありますことから、事業外費用がゼロということも合わせまして、差し引き、当期利益はマイナス7万7,617円となっております。

次の5ページに、米田監事及び南東監事が審査報告いたしました決算審査意見書を添付しておりますので、あわせてご覧ください。

以上が松茂町土地開発公社の平成27年度の決算の状況でございます。

続きまして、平成28年度松茂町土地開発公社予算についてご説明申し上げます。6ページをお開きください。

ここで、第1条の総則以下、第6条まで、公社の予算の概要を定めてございますが、説明の都合上、右側、7ページをご覧ください。この平成28年度収入支出予算・資金計画書によりご説明をさせていただきます。

まず、上段の収入でございますが、前年度繰越金は432万9千円でございます。事業収入は、土地売却収入及び土地造成収入とも目のみの設定で各1千円といたしております。また、借入金につきましても、目のみの設定で1千円。次の事業外収入では、利息収入として1千円を見込んでおります。合計いたしますと、収入予算は433万3千円を見込んでおります。

次に、下段の支出でございますが、借入償還金は目のみの設定で1千円でございます。事業費のうち土地取得費と土地造成費につきましては、目のみの設定で各1千円としておりますが、一般管理費につきましては、公有用地の維持管理費と法人町県民税などで50万円を計上しております。事業外費用では、支払利息で目のみの設定の1千円としております。予備費で50万円、繰越金として332万9千円を計上いたしまして、支出合計も収入合計と同額の433万3千円といたしております。

以上、報告第1号、松茂町土地開発公社平成28年度事業計画及び予算並びに平成27年度決算に関する書類の提出についての説明とさせていただきます。

続きまして、報告第2号のうち、総務課で所管いたします2件についてご報告させていただきます。

議案書の8ページをお開きください。

報告第2号、平成27年度松茂町一般会計繰越明許費繰越計算について。地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成27年度松茂町一般会計繰越明許費繰越計算について、別紙のとおり報告するというものでございます。

議案書9ページ、向きを変えて表をご覧ください。

平成27年度松茂町一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。また、これに関連いたします事項別明細書を、次の10ページに歳入、その次の11ページに歳出としてお示ししてございますので、あわせてご参照ください。

それでは、議案書9ページの計算書でご説明をさせていただきます。

款5、総務費、項1、総務管理費の自治体システム強靱性向上対応事業につきましては、1,481万5千円を平成28年度へ繰り越しをいたしました。繰り越した財源の内訳は、国庫支出金625万円、一般財源856万5千円でございます。この事業は、平

成28年1月からマイナンバーの利用が始まり、今後、国、都道府県と市区町村が情報連携を実施する準備段階にあることを踏まえ、自治体のコンピュータシステムやネットワークのセキュリティ対策に万全を期すべく、平成28年1月20日に成立した国の平成27年度補正予算で各自治体への財政措置がなされたものです。具体的には、予算を平成28年度へ繰り越した上で、役場内の各種業務で使用するコンピュータネットワークのセキュリティ強化や、業務用ネットワークを外部ネットワークから完全分離するためのシステム改修、機器導入などを実施いたします。

続いて、お手元、次の行をご覧ください。

款5、総務費、項1、総務管理費の津波防災センター・中央庁舎建築事業におきましては、2億5千万円を平成28年度へ繰り越しいたしました。繰り越した財源の内訳は、国庫支出金1,314万3千円、地方債2億円、一般財源3,685万7千円でございます。この庁舎建築事業につきましては、平成27年6月の第2回定例会において契約議決をいただき、工期を平成29年3月28日までとし、現在も鋭意工事を進めているところでございますが、当該工事は2カ年度にわたることから、平成27年度末において、出来高による部分払いを行うための財源として平成27年度予算に3億5千万円を留保しておりました。ただ、平成28年3月の時点で基準となる進捗率に及んでいなかったことから、前金として支出済みの1億円を控除した残予算2億5千万円を平成28年度へ繰り越して執行するものでございます。なお、現時点での工事の進捗状況につきましては、おおむね計画どおりに進んでいるところでございます。

以上、総務課が所管いたします繰越明許費繰越計算書の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長【佐藤富男君】 鈴谷町民福祉課長。

○町民福祉課長【鈴谷一彦君】 それでは、引き続きまして、私から、報告第2号のうち、町民福祉課で所管いたします繰越明許費についてご報告をさせていただきます。引き続き、議案書の9ページをご覧ください。

平成27年度松茂町一般会計繰越明許費繰越計算書の3段目でございます。款5、総務費、項10、戸籍住民基本台帳費、個人番号カード交付事業におきまして436万7千円を平成28年度に繰り越しをいたしました。繰り越した財源の内訳は、国庫支出金379万4千円、一般財源57万3千円でございます。この事業は、国の平成27年度補正予算における追加事業であり、交付決定が平成28年2月であったため、予算を平成28年度

に繰り越しをいたしました。

事業内容は、通知カード、個人番号カードの交付事業でございます。地方公共団体情報システム機構に対して、通知カード等の印刷、発送業務や個人番号カードの交付申請受付、カード発行業務など、関連事務の委任に係る負担金と、町民福祉課においては、交付事務担当の臨時職員1名を配置して、引き続き、個人番号カードの交付事業を進めていくというものでございます。

なお、10ページに歳入予算、11ページに歳出予算の事項別明細を記載しておりますので、ご覧ください。

以上で、町民福祉課関係の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長【佐藤富男君】 原田産業環境課長。

○産業環境課長【原田 賢君】 それでは、私から、報告第2号のうち、産業環境課所管事業の繰越明許費についてご報告させていただきます。引き続き、議案書の9ページをご覧ください。

平成27年度松茂町一般会計繰越明許費繰越計算書の4段目でございますが、款20、農林水産業費、項1、農業費、事業名、伊沢裏地区排水ポンプ整備事業におきまして4,220万円を工事費として平成28年度に繰り越しをいたしました。繰り越しをした財源の内訳は、全額一般財源でございます。

この事業は、伊沢裏水系の広島字小喜来の水路に排水ポンプの設置工事を実施しておりますが、旧吉野川の堤防を越える配管について国土交通省との調整に時間を要したため、平成28年度に繰り越して事業を実施するものでございます。工事は7月に完成の予定でございます。なお、10ページに歳入予算、11ページに歳出予算の事項別明細を記載しておりますので、ご覧ください。

以上で私からの説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長【佐藤富男君】 富士水道課長。

○水道課長【富士雅章君】 続いて、私から、報告第3号、水道課所管分でございます。議案書の12ページをお開きください。

報告第3号、平成27年度松茂町水道特別会計継続費繰越計算についてでございます。地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定により、平成27年度松茂町水道特別会計継続費繰越計算について、別紙のとおり報告する。

次の13ページをお願いいたします。

継続費繰越計算書でございます。款1、資本的支出、項1、建設改良費、事業名は、上水道拡張事業（第2期）でございます。これは、浄水場更新事業で平成27年度から平成28年度への継続費をお願いしております。

次の14ページをお願いいたします。

継続費の総額は8億7,218万5千円、平成28年度の継続費予算現額の合計は、前年度からの繰越額を含め、7億1,668万5千円でございます。平成28年度へは6万8千円を繰り越しいたします。繰り越し分の財源は損益勘定留保資金でございます。また、平成27年度の事業内容は、浄水場内の導水管や配水管の試掘調査と機器製作の設計及び高速凝集沈殿池設備の製作が主なもので、平成28年度は、機械工事や電気工事、及び浄水場内の配水管の布設替え工事の施工でございます。工期は、平成29年2月末に完成する予定でございます。

以上、報告とさせていただきます。

○議長【佐藤富男君】 原田産業環境課長。

○産業環境課長【原田 賢君】 それでは、私から、報告第4号のうち産業環境課所管事業につきましてご説明申し上げます。議案書の16ページをお開き願います。

報告第4号、専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定によりこれを報告するというものでございます。

次の17ページをご覧ください。

専決第1号、中喜来排水機場ポンプ整備工事変更請負契約締結について。中喜来排水機場ポンプ整備工事変更請負契約を下記のとおり締結するので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

契約の目的、中喜来排水機場ポンプ整備工事。契約の金額、変更前1億9,472万4千円。変更後1億9,800万2,880円。契約の相手方、香川県高松市伏石町2151番地2、株式会社荏原製作所四国支店、支店長、田村秀雄というものでございます。

この工事につきましては、平成26年12月3日の本議会におきまして契約議決をいただき執行いたしました。

工事の内容といたしましては、中喜来排水機場のポンプ2基を更新し、電動による毎分150トンのポンプ1基と毎分90トンのポンプ1基を整備したもので、平成28年3月21日に竣工しております。

変更の主な内容といたしましては、地下重油槽を設置する際の仮設矢板施工、及び満潮時の場内への越流対策として角落としを製作したことによる増額でございます。

続きまして、議案書の18ページをお願いいたします。

専決第2号、伊沢裏地区排水ポンプ工事変更請負契約締結について。伊沢裏地区排水ポンプ工事変更請負契約を下記のとおり締結するので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

契約の目的、伊沢裏地区排水ポンプ工事。契約の金額、変更前7,020万円。変更後6,707万4,480円。契約の相手方、徳島県徳島市応神町吉成字轟156番地、日建工業株式会社、代表取締役、増田優男というものでございます。

この工事につきましては、平成27年6月22日の本議会におきまして契約議決をいただき執行いたしました。工事の内容といたしましては、伊沢裏地区の水系の先端である広島字小喜来に電動水中ポンプを設置し、台風などの大雨時に内水を旧吉野川に排水するというもので、平成28年7月29日に竣工の予定であります。

変更の主な内容といたしましては、国土交通省との占用協議の結果、配管ルートが変更になったことによる減額でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長【佐藤富男君】 尾野社会教育課長。

○社会教育課長【尾野浩士君】 私の方からは、専決第3号、松茂町総合体育館耐震改修工事変更請負契約締結についてご説明をさせていただきます。議案書の19ページをお開きください。

専決第3号、松茂町総合体育館耐震改修工事変更請負契約締結について。松茂町総合体育館耐震改修工事変更請負契約を下記のとおり締結するので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をする。

契約の目的、松茂町総合体育館耐震改修工事。契約の金額、変更前2億5,725万6千円。変更後2億6,859万6千円。契約の相手方、徳島県板野郡松茂町豊岡字芦田鶴113番地6、大東興業株式会社、代表取締役、松浦恵というものでございます。

この工事につきましては、平成27年6月の本議会におきまして契約議決いただき執行をいたしました。

工事の内容としましては、耐震工事と施設の改修工事で、平成28年3月22日に竣工をいたしております。

変更の主な内容といたしましては、外壁改修工事において、当初は、地上からの目視調査により数量を見込んでおりましたが現場工事着手後、外部足場からの調査により、外壁のひび割れ、鉄骨の膨脹によるコンクリートの爆裂、爆裂前のコンクリートの浮き等の数量及び工法に変更が生じたことによるものとなっております。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長【佐藤富男君】 松下総務課長。

○総務課長【松下師一君】 引き続き、報告第4号のうち、総務課が所管いたします専決第4号についてご説明申し上げます。議案書の20ページをご覧ください。

専決第4号、津波防災センター・中央庁舎建築工事変更請負契約締結について。津波防災センター・中央庁舎建築工事変更請負契約を下記のとおり締結するので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

契約の目的、津波防災センター・中央庁舎建築工事。契約の金額、変更前10億1,520万円。変更後10億3,151万8,800円。契約の相手方、香川県高松市番町三丁目8番11号、西松建設株式会社、四国支店、支店長、川崎邦彦というものでございます。

この工事につきましては、平成27年6月の第2回定例会において契約議決をいただき、工期を平成29年3月28日までとし、現在も、鋭意、工事を進めているところでございます。しかしながら、当該工事は2カ年度にわたることから、国庫補助をいただいている防衛省からの事務手続上の助言もあり、平成27年度末における第1回変更契約を行ったところでございます。

主な変更点は、建築工事において、役場執務室の仮移転先である総合会館の1階北側に仮設出入口を設置する追加工事、これは、工事期間中に役場を利用される町民の利便性の向上を図り追加したものです。また、電気設備工事において、工事中の役場東側、この議会棟と西側、総合会館との間を結ぶ電気通信線等の仮設位置を変更する追加工事、その他、機械設備工事において、総合会館トイレの汚水の仮配管を設置する工事等々がございました。

以上、簡単ですが、専決第4号の説明とさせていただきます。

○議長【佐藤富男君】 石森下水道課長。

○下水道課長【石森典彦君】 続きまして、専決第5号並びに専決第6号につきましてご説明申し上げます。議案書の21ページをお開き願います。

専決第5号、工業団地下水道工事その3変更請負契約締結について。工業団地下水道工事その3変更請負契約を下記のとおり締結するので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

契約の目的、工業団地下水道工事その3。契約の金額、変更前6,804万円。変更後6,793万7,400円。契約の相手方、徳島県板野郡松茂町広島字壺番越6番地6、株式会社多田組、代表取締役、多田卓治というものでございます。

この工事につきましては、平成27年6月の本議会におきまして契約議決をいただき執行をいたしました。

工事の内容といたしましては、工業団地内のサンスター株式会社徳島工場北側に、推進工法により、直径200mmの下水道管276mを築造布設し、平成28年3月25日に竣工いたしております。

変更の主な内容といたしましては、終点マンホール位置の変更に伴います、推進延長が8m減になったことによるものとなっております。

続きまして、議案書の22ページをお願いいたします。

専決第6号、工業団地下水道工事その4変更請負契約締結について。工業団地下水道工事その4変更請負契約を下記のとおり締結するので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

契約の目的、工業団地下水道工事その4。契約の金額、変更前8,996万4千円。変更後9,121万6,800円。契約の相手方、徳島県板野郡松茂町中喜来字中須29番地8、株式会社木内組、代表取締役、木内利幸というものでございます。

この工事につきましても、平成27年6月の本議会におきまして契約議決をいただき執行をいたしました。工事の内容といたしましては、工業団地内のサンスター株式会社徳島工場西側に推進工法により直径200mmの下水道管437m、開削工法により直径200mmの下水道管160mを築造布設し、平成28年3月25日に竣工いたしております。

変更の主な内容といたしましては、総延長が8m増えたことと、ます位置の変更に伴いまして、事業所からの汚水の取り込みに必要な補助支管を布設したことによるものとなっております。

以上で、専決第5号、並びに専決第6号の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長【佐藤富男君】　これで報告第1号から第4号までの報告を終わります。

○議長【佐藤富男君】　　続きまして、日程第8、承認第2号「専決処分の承認を求めることについて」から、日程第10、議案第41号「平成28年度松茂町一般会計補正予算（第1号）」までの承認1件と議案2件を一括して議題といたします。

広瀬町長から発言を求められておりますので、これを許します。

広瀬町長。

○町長【広瀬憲発君】　　それでは、承認第2号について説明申し上げていきたいと思っております。

専決処分の承認を求めることにつきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、議会に報告し承認を求めるものでございます。

まず、専決第7号、松茂町税条例等の一部を改正する条例につきましては、地方税法の改正に伴い、松茂町税条例の関係する条項を改正したものであります。改正の主な内容は、法人町民税、法人税割の税率や軽自動車税について見直しをしたものでございます。

次に、専決第8号、松茂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法の改正に伴い、松茂町国民健康保険税条例の関係する条項を改正したものであります。

改正の主な内容は、国民健康保険税の課税限度額、並びに、減額措置に係る軽減判定所得について見直しをしたものであります。

次に、専決第9号、松茂町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例につきましては、行政不服審査法が全面改正されたことに伴い、本年第1回定例会で一部改正をお願いいたしましたところではありますが、その施行に当たり、国が準則を改正したため、再度、同条例のうち附則の経過措置の一部を改正したものであります。

次に、専決第10号、平成27年度松茂町一般会計補正予算（第6号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億1,246万2千円を追加し、補正後の予算の総額を64億8,072万8千円とするものであります。

歳入の主なものにつきましては、町税7,065万6千円、地方交付税4,361万1千円などを増額補正し、国庫支出金1,324万5千円などを減額補正したものであります。

歳出につきましては、平成27年度における各種事務事業に係る不用額を減額補正する

とともに、歳入増額分と歳出不用額を合わせて財政調整基金に2億円、生活環境整備基金に5,396万6千円を積み立てたものであります。

次に、専決第11号、平成27年度松茂町農業集落排水特別会計補正予算（第3号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ47万5千円を減額し、補正後の予算の総額を1億164万5千円とするものであります。

歳出につきましては、平成27年度における各種事務事業に係る不用額を減額補正し、歳入におきまして、一般会計繰入金172万4千円を減額し、分担金124万9千円を増額補正したものであります。

次に、専決第12号、平成27年度松茂町公共下水道特別会計補正予算（第5号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,409万1千円を減額し、補正後の予算の総額を5億1,352万1千円とするものであります。

歳出につきましては、平成27年度における各種事務事業に係る不用額を減額補正し、歳入におきまして、一般会計繰入金1,532万1千円を減額し、分担金123万円を増額補正したものであります。

次に、専決第13号、平成27年度松茂町水道特別会計補正予算（第4号）につきましては、確定により、資本的収入の既定の総額から1,286万6千円を減額し、補正後の総額を2億2,259万7千円とし、資本的支出も同じく、既定の総額から1,497万5千円を減額し、補正後の総額を3億769万7千円とするものであります。

続きまして、議案第40号、松茂町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例につきましては、いわゆる番号法に基づき、松茂町の社会保障、税及び災害対策の分野で、マイナンバーを含む特定個人情報を利用する事務に新たに小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業など4事務を追加するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第41号、平成28年度松茂町一般会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ417万9千円を追加し、補正後の予算の総額を65億8,317万9千円とするものであります。

歳入といたしましては、特定防衛施設周辺整備調整交付金200万円、前年度繰越金217万9千円を増額補正するものであります。

歳出の主なものといたしましては、公用車ダンプ購入費390万円、徳島県への負担

金2万円などを増額補正するものであります。

以上で、提案理由の説明は終わらせていただきます。

なお、ご審議の上、可決決定を賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

○議長【佐藤富男君】 町長の提案理由の説明は終わりました。

ただいま議題となっております承認1件と議案2件につきましては、6月8日再開予定の本会議において総括的な質疑を受けた後、各常任委員会に付託したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長【佐藤富男君】 続きまして、日程第11、発議第2号「議員派遣の件」を議題といたします。

この発議は、去る6月3日の議会運営委員会において議会運営委員会の発議として提出することに決定をいただき、このように提出していただいております。議員の派遣については、会議規則第122条の規定により議会の議決を求めるもので、平成28年6月から平成29年5月までの議員の派遣を議員派遣一覧表のとおり行い、緊急を要する場合は議長に委任するものです。

お諮りいたします。

藤枝議会運営委員長ほか5名から提出されました議員派遣の件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【佐藤富男君】 異議なしと認めます。

よって、発議第2号「議員派遣の件」は、可決されました。

○議長【佐藤富男君】 以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

明日6月7日の1日は、議案調査のため休会したいと思いますますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【佐藤富男君】 異議なしと認めます。

よって、明日6月7日の1日は、休会と決定しました。

次回は、6月8日、午前10時から再開いたします。

本日は、これで散会といたします。どうもありがとうございました。

午前11時02分散会